

許可等を要しない工事

【規制対象外となるもの】

(1) 公共施設用地（法第2条第1号文中、政令第2条、省令第1条）

- ・道路、公園、河川
- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道または無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設
- ・国または地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

※令和5年5月26日発出の「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行にあたっての留意事項について（技術的助言）」（以下、「技術的助言」）において、規制対象外と記載されています。

(2) その他、法の規制対象外となる行為（技術的助言より）

- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為
（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充など）
- ※営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局（産業経済局農林課）に事前相談を行ってください。

【通常の営農行為等の例示】

区分	土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為) → 規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 → 盛土等規模によって規制対象
行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ・耕起、代かき、整地、^{うねた}畝立て ・畦畔の新設、補修、除去 ・土壌改良材の（基肥、たい肥等）投入 ・50 cm以下の表土の補充 ・表土の入れ替え ・農業用暗渠排水の新設、改修 ・盛土、切土を伴わない荒廃農地の再生（伐根、整地等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の大区画化、均平、勾配修正 ・盛土を伴う田畑転換 ・盛土、切土を伴う荒廃農地の整備 ・農道の整備 ・農業用施設用地の整備

- ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均しなど

【許可・届出が不要なもの】

土地の形質変更、土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等
 (政令第5条第1項、省令第8条)

政令	<p>○鉱山保安法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13条第1項 鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事 ・第36条、第37条、第39条、第48条第1項第2項 保安監督部長もしくは鉱務監督官の命令により実施する工事
	<p>○鉱業法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第63条第1項・第2項、第63条の2第1項・2項 認可を受けた鉱業の施業案の実施に係る工事
	<p>○採石法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第33条、第33条の5第1項 認可を受けた岩石採取の採取計画に係る工事 ・第33条の13、第33条の17 都道府県知事等の命令により実施する災害防止措置等の工事
	<p>○砂利採取法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条、第21条第1項 認可を受けた砂利採取の採取計画に係る工事 ・第23条 都道府県知事等の命令により実施する災害防止措置等の工事
省令	<p>○土地改良法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第2項の土地改良事業、第15条第2項の土地改良事業に附帯する事業 農業用排水施設の新設等、農用地の区画整理、農用地の造成等
	<p>○火薬類取締法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条、第10条第1項・第2項、第12条第1項・第2項 火薬類の製造施設の設置等に係る工事、火薬庫の設置等に係る工事 ・第27条第1項 火薬類の廃棄に係る工事
	<p>○家畜伝染病予防法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第21条第1項・第2項 家畜の死体の埋却に係る工事 ・第23条第1項・第3項 家畜伝染病の病原体に汚染又は汚染したおそれのある物品の埋却
	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条第6項、第14条第6項 一般廃棄物、産業廃棄物の処分業の許可に係る工事 ・第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置に係る工事 ・市町村から委託を受けて行う一般廃棄物の処分に係る工事
	<p>○土壤汚染対策法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条第1項 要措置区域等内の土壤の搬出に係る工事 ・第22条第1項、第23条第1項 汚染土壤の処理業の許可に係る工事

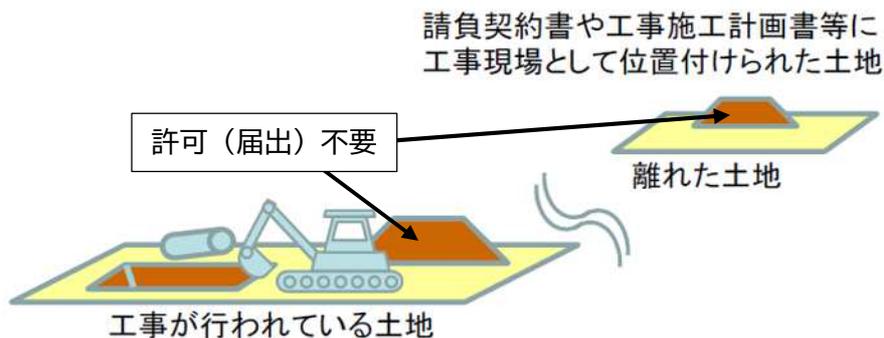
<p>○平成二十三年三月十一日に発生した東北地太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法</p> <p>・第15条、第17条第2項、第19条、第30条第1項、第31条第1項、第38条第1項、第39条第1項</p> <p>廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分に係る工事</p>
○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
○国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
○高さが2m以下かつ面積500㎡超であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないもの
○土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
○土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高差が50cmを超えないもの
○ <u>工事の施行に付随して行われる土石の堆積(※1)</u> であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの

※1 次の項目で補足説明しています。

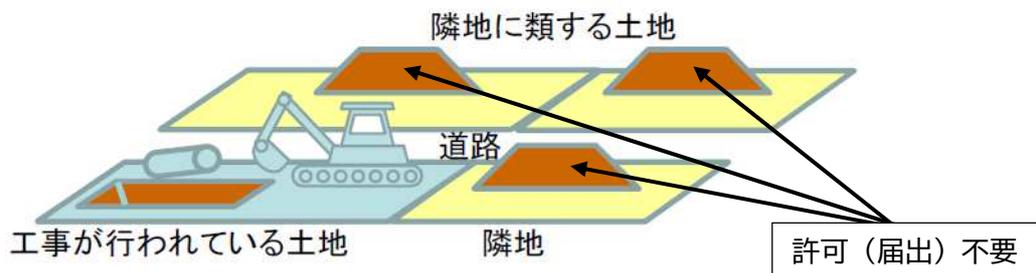
【工事の施行に付随して行われる土石の堆積】

「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

○「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）についても、工事の現場として取り扱います。

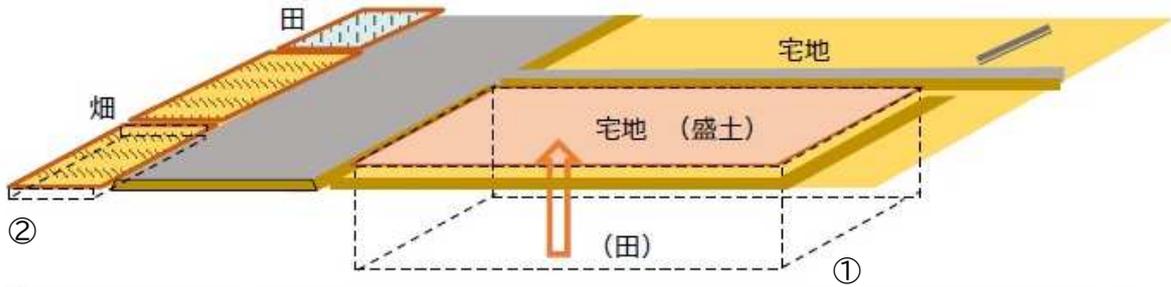


○「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

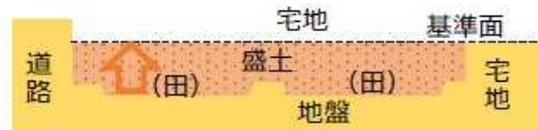
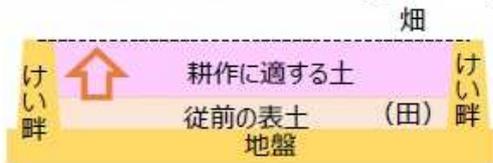


【窪地における盛土の規制要件の考え方について】

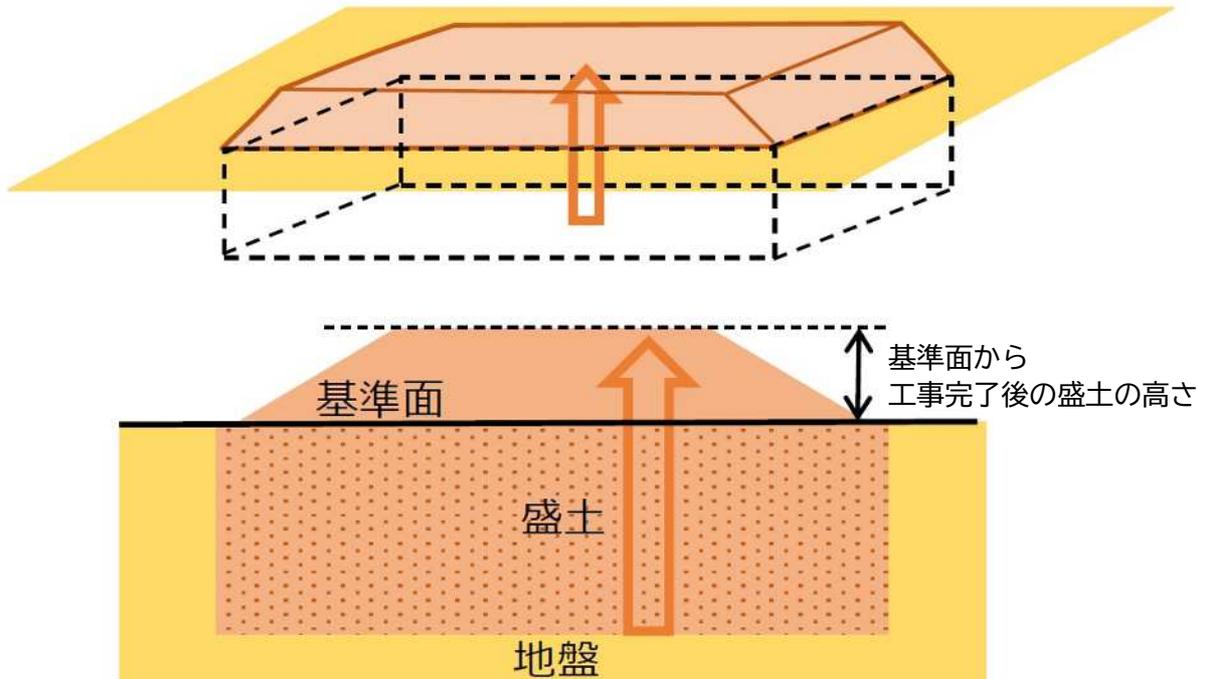
- ①四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げをする場合、規制対象外となります。
- ②田の畦畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合、規制対象外になります。



〔 田に畦畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合 〕 〔 四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げする場合 〕



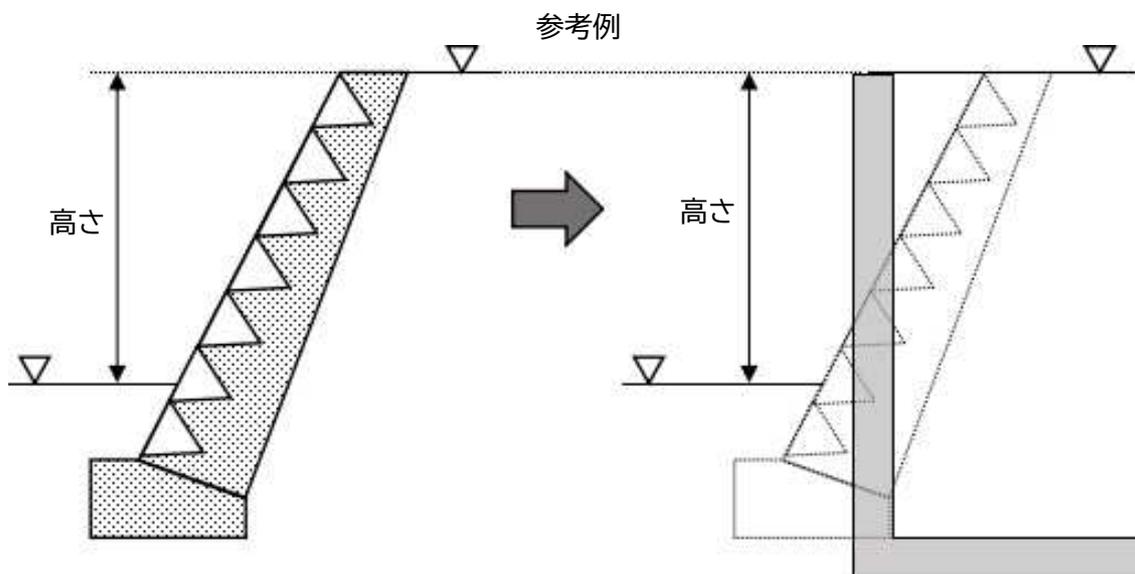
- ③窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要になります。



※ ①～③は例示になります。不明な点などは事前に相談ください。

【既存擁壁のやり替えについて】

既存擁壁のやり替えで以下に示すように高さ・位置が変わらない工事は、土地の形質変更該当しないため、許可不要工事となります。また、「6編 (2) 擁壁等を除却する工事の届出」も不要です。



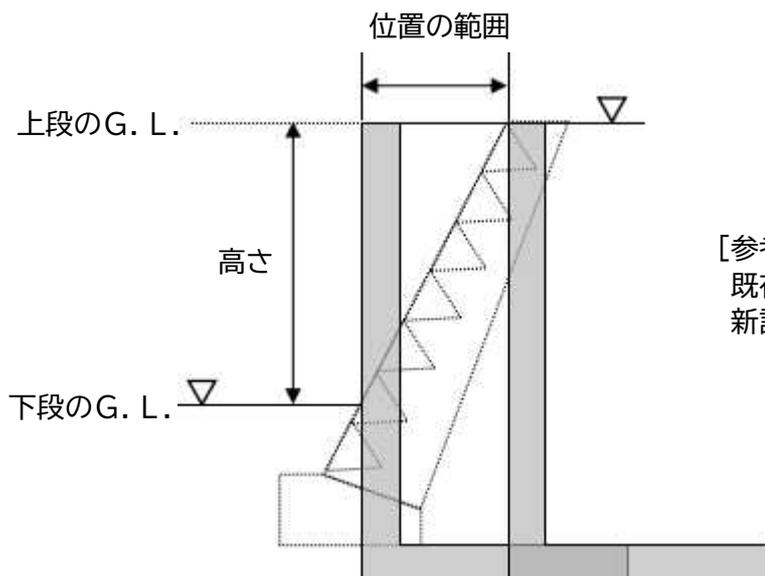
- ※1 盛土規制法の技術的基準に適合しない不適格擁壁（空石積み擁壁、増積み擁壁、二段擁壁、張り出し床版付擁壁など）へのやり替えは認めておりません。
- ※2 建築基準法の確認申請が必要な場合（高さ 2.0mを超える擁壁）があります。

○高さ・位置の判断について

高さは、擁壁の設置による「地盤の高低差が変わらないこと」を目安とします。

位置は、既存擁壁の「法尻から法肩までの範囲」を目安とします。

なお、既存擁壁の高さと地盤の高低差が異なる場合やその他判断が難しい場合は、開発指導課にご相談ください。



[参考例]
既存擁壁：練積み擁壁
新設擁壁：L型擁壁